

家庭用 資源・ごみ収集カレンダー広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 家庭用 資源・ごみ収集カレンダーの内容について

名称		家庭用 資源・ごみ収集カレンダー（令和8年度上半期分）		
規格	サイズ	A3版二つ折り		
	ページ	－		
発行部数		約184,000部		
発行日		令和8年3月1日		
配布期間		発行日以降～令和8年9月30日		
発行頻度		1回、その他転入転居者等へ随時配布		
内容		家庭ごみの収集日等を掲載		
配布エリア		市内全世帯		
配布方法		自治会による毎戸配布		
備考		・1枠の申込みで1箇所への掲載 ・複数枠応募することも可能(最大4枠まで)		

		広告
		広告
		広告
		広告
		広告



広告	広告	広告
広告	広告	広告
広告	広告	広告
広告	広告	広告
広告	広告	広告
広告	広告	広告
広告	広告	広告

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	掲載料(税込み)
表・裏面下部	4×6.5cm	21枠	4色(フルカラー)	50,000円
広告掲載できない業種・内容	・群馬県内に人的・物的設備を備えた事業所を有しない企業・団体等 ・証券、商品先物取引業 ・市税滞納のある者 上記のほか、前橋市広告掲載要綱及び広告掲載取扱基準に規定するもの。			
入稿形態	完全データにて入稿してください。			
入稿締切日	令和8年1月9日(金) 入稿前に必ず原稿内容の審査を受け、入稿時には出力見本を添えてください。			
その他	・原稿に広告である旨を明記してください。 ・広告欄下に次の文章が入ります。 「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと市の業務とは直接関係ありません。)」 ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。 また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。 ・広告の原稿作成に要する経費は、広告主が負うものとします。			

3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、下記期日までに申込書と広告原稿案に次の書類を添付して提出してください。 (1) 企業・団体等の事業内容が分かるもの。 (2) 申込者が市外に居住(所在)の場合は、居住地(所在地)の市町村長が発行した市町村税の完納証明。 (3) その他、市長が提出を必要とする書類。
申込み締切日	令和7年12月19日(金) 必着

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	・広告内容を審査の上、掲載を決定します。 ・募集枠数を超える応募があった場合は、市内の企業・団体等を優先し、条件が同じ場合は抽選で決定します。また、複数枠希望者については枠数の調整をお願いする場合があります。 ・広告枠に空きが生じたときは、抽選の結果他の広告掲載希望者が優先されたために掲載することができなかった広告掲載希望者を優先することができるものとします。
--------	---

◆担当課 問い合わせ先

前橋市環境部ごみ政策課ごみ減量係 担当者 佐藤

電話: 027-898-6272

E-mail: gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

掲載箇所イメージ図

ごみ収集カレンダー表面

ごみ収集カレンダー	情報欄②
情報欄①	ごみ収集カレンダー 6月
ごみ収集カレンダー 3月	ごみ収集カレンダー 7月
ごみ収集カレンダー 4月	ごみ収集カレンダー 8月
ごみ収集カレンダー 5月	ごみ収集カレンダー 9月

ごみ収集カレンダー裏面

情報欄③	広告①	広告②	広告③
	広告④	広告⑤	広告⑥
	広告⑦	広告⑧	広告⑨
	広告⑩	広告⑪	広告⑫
	広告⑬	広告⑭	広告⑮
	広告⑯	広告⑰	広告⑱
	広告⑲	広告⑳	広告㉑

- ※ 1枠の申込みで1箇所へ掲載します。
- ※ レイアウトは変更になる場合があります。